

実技試験（資産設計相談業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)○

- (ア)○ 適切。生命保険募集人または保険仲立人登録のないF Pでも、必要保障額の具体的試算はできる。
- (イ)○ 適切。弁護士資格のないF Pでも、提携している弁護士の紹介はできる。
- (ウ)× 不適切。税理士資格のないF Pは、顧客の個別具体的な相続税納付額の計算は無償であっても行うことはできない。
- (エ)○ 適切。社労士資格のないF Pでも、公的年金の受給見込み額の計算はできる。

問2 正解 1

1. × 不適切。事業用の顧客名簿を1件でも作成している場合は、個人情報保護法の対象となる。
2. ○ 適切。個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号、健康保険の被保険者証の記号番号のいずれも個人情報である。
3. ○ 適切。税務調査に応ずる場合は、本人の同意は不要である。
4. ○ 適切。個人情報を取得する場合は、原則、契約前にその利用目的を明示する必要がある。

【第2問】

問3 正解 2

譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価格は、売却までに買い付けた株の平均単価となる。

2017年6月1日 $2,450円 \times 300株 = 735,000円$

2017年12月7日 $2,820円 \times 100株 = 282,000円$

2018年2月16日 $2,700円 \times 200株 = 540,000円$

平均単価： $(735,000円 + 282,000円 + 540,000円) \div (300株 + 100株 + 200株) = \underline{2,595円}$

問4 正解 1,117,600円

・外貨ベースの税引き後元利合計

$10,000米ドル \times \{1 + (0.02 \times 12ヵ月 / 12ヵ月 \times 0.8)\} = 10,160米ドル$

※利息は月単位で計算するため、年利率2.0%に12ヵ月/12ヵ月を乗じている。

※利息額の20%が所得税・住民税として源泉徴収されるため、0.8を乗じている。

・円ベースの税引き後元利合計（外貨から円転する場合はTTBレートを使う）

$10,160米ドル \times 110.00円 = \underline{1,117,600円}$

問5 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

- (ア) × 不適切。国民年金基金とiDeCoの両方に重複加入できる。
(イ) ○ 適切。年1回以上、任意の月にまとめたの拠出もできる。
(ウ) × 不適切。国民年金保険料の免除を受けている場合はiDeCoに加入できない。
(エ) ○ 適切。iDeCoへの掛け金は小規模企業共済等掛金控除として所得控除できる。

【第3問】

問6 正解 (ア) × (イ) × (ウ) × (エ) ×

- (ア) × 誤り。マンション登記簿記載の床面積は、内法計算で記載されている。
(イ) × 誤り。現在の所有者は小田孝さんである。株式会社しあわせ不動産は下線がひかれているため、現在は抹消されている。
(ウ) × 誤り。抵当権設定の登記事項は、「権利部(乙区)」に記載される。
(エ) × 誤り。登記事項証明書の交付請求は、誰でもできる。

問7 正解 3

- (ア) 建築面積の最高限度は建ぺい率を用いて計算する。指定建ぺい率は、6/10であるが、防火地域内の耐火建築物であるため1/10緩和される。

$$320\text{m}^2 \times (6/10 + 1/10) = 224\text{m}^2$$

- (イ) 延べ面積の最高限度は容積率を用いて計算するが、設例のように、前面道路の幅員が12m未満の場合は次の1) 2) のうち小さいほうが限度となる。

- 1) 都市計画により定められた容積率(指定容積率)
2) 前面道路の幅員×法定乗数

- 1) 20/10
2) $4\text{m} \times 4/10 = 16/10 < 1) 20/10$ したがって、16/10を適用する。

$$\text{延べ床面積の最高限度} = 320\text{m}^2 \times 16/10 = 512\text{m}^2$$

問8 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 9

- 東さん : 「固定資産税とは、どのような税金ですか。」
浅田さん : 「固定資産税は、毎年(ア 1月1日)現在の土地や家屋、償却資産の所有者に対して課される税金です。」
東さん : 「空き家となった住宅を取り壊すことを考えていますが、翌年から家屋に課されていた固定資産税がなくなり、その分今年より税額が軽減されますか。」
浅田さん : 「そうとも言い切れません。土地の固定資産税についても考慮する必要があります。一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地(小規模住宅用地)については、住宅一戸当たり(イ 200㎡)までの部分について、固定資産税の課税標準額が固定資産税評価額の(ウ 6分の1)になる特例があるからです。」

問9 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)○ (エ)×

- (ア)○ 適切。3,000万円特別控除の適用に所有期間の要件はない。
 (イ)○ 適切。前年または前々年に適用を受けていた場合は受けられない。
 (ウ)○ 適切。3,000万円特別控除は、長期譲渡所得の課税の特例と併用できる。
 (エ)× 不適切。3,000万円特別控除は、買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例とは併用できない。

【第4問】

問10 正解 (ア) 3,510 (万円) (イ) 12 (万円) (ウ) 496 (万円)

- ・浩太郎さんが現時点で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は(ア 3,510)万円である。
- ・浩太郎さんが現時点で、糖尿病の治療のため16日間入院した場合(手術は受けていない)、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は(イ 12)万円である。
- ・浩太郎さんが現時点で、初めてガン(食道ガン・悪性新生物)と診断され、治療のため30日間入院し、その間に約款所定の手術(給付倍率40倍)を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は(ウ 496)万円である。

<解説>

(ア) 交通事故で即死した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円
-------	-----------	------

<保険証券2>

終身保険金額	200万円
定期保険特約	2,000万円
三大疾病特約	300万円
災害割増特約	500万円
傷害特約	500万円

10万円+200万円+2,000万円+300万円+500万円+500万円=3,510万円

(イ) 糖尿病により入院した場合、下記の給付金を受け取ることができる。

<保険証券2>

疾病入院給付金	入院5日目から	日額5,000円
成人病入院給付金	入院5日目から	日額5,000円

(5,000円+5,000円)×(16-4)日=12万円

(ウ) 食道ガンによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
ガン診断給付金		100万円
ガン入院給付金	入院1日目から	1万円
ガン手術給付金	1回につき	20万円
<保険証券2>		
三大疾病特約		300万円
疾病入院給付金	入院5日目から	日額5,000円
手術給付金	入院給付金日額の40倍	
成人病入院給付金	入院5日目から	日額5,000円

$100\text{万円} + 1\text{万円} \times 30\text{日} + 20\text{万円} + 300\text{万円} + 5,000\text{円} \times (30\text{日} - 4\text{日}) + 5,000\text{円} \times 40\text{倍} + 5,000\text{円} \times (30\text{日} - 4\text{日}) = \underline{496\text{万円}}$

問11 正解 3

生命保険契約の責任開始期は、①申込み、②告知、③第1回保険料支払い、の3つが完了した時点である。保険会社の承諾の日や、保険証券の受取りの日ではない。

①②③が完了するのは2018年10月15日であるが、ガン保険で3ヶ月の免責期間があるため、2019年1月15日が、保障が開始する日となる。

問12 正解 3

<資料>より

[定期保険(無配当)]は、契約日が2007年3月1日であるため、旧契約(2011年12月31日以前に締結)に該当する。<速算表>より、控除額は

・支払金額 $67,000\text{円} \times 1/4 + 25,000\text{円} = 41,750\text{円}$

[個人年金保険(税制適格特約付)]は、契約日が2015年11月15日であるため、新契約(2012年1月1日以降に締結)に該当する。<速算表>より、控除額は

・支払金額 $215,230\text{円} \rightarrow 80,000\text{円超}$ よって $40,000\text{円}$

$41,750\text{円} + 40,000\text{円} = \underline{81,750\text{円}}$

問13 正解 (ア) 2 (イ) 4 (ウ) 7 (エ) 11

「井川さんが仕事中のケガで5日間病院に通院した場合、受け取れる保険金は(ア 1万円です)。」

「井川さんが地震によるケガで6日間病院に入院した場合(手術は受けていない)、受け取れる保険金は(イ 3万円です)。」

「井川さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は(ウ 500万円です)。」

「井川さんの中学生の息子が自転車で誤って他人にケガを負わせた場合、相手への賠償責任に関する補償は最高(エ 1億円です)。」

<解説>

(ア) <資料>より、傷害通院保険金日額2,000円×5日間＝1万円

(イ) <資料>より、傷害通院保険金日額2,000円×6日間＝3万円

(ウ) <資料>より、傷害後遺障害第6級は、保険金5,000,000円と分かる。

(エ) <資料>より、個人賠償責任特約の補償額は、最高1億円と分かる。

【第5問】

問14 正解 1

退職所得＝{退職一時金－退職所得控除額(※)}×1/2

(※) 800万円＋70万円×(勤続年数－20年) 勤続年数1年未満の端数は切り上げ

・退職所得＝{1,350万円－1,010万円(※)}×1/2＝170万円

(※) 800万円＋70万円×(23年－20年)＝1,010万円

問15 正解 1

減価償却費＝取得価額×定額法の償却率(※1)×9月/12月(※2)

(※1) 建物の法定償却方法は、定額法である。

(※2) 事業供用月数で月割り按分する。

減価償却費＝300万円×0.167×9/12＝375,750円

問16 正解 4

・不動産所得▲30万円のうち、土地取得のための借入金の利子160万円は、損益通算することができない。これを除くと赤字はなくなり損益通算はできない。

・譲渡所得のうち、ゴルフ会員権の譲渡損失は損益通算できない。

・譲渡所得のうち、上場株式の譲渡損失は損益通算できない。

よって損益通算できる損失はない。

問17 正解 4

総所得金額＝給与所得＋雑所得＋不動産所得

- ・ 給与所得の金額＝給与収入－給与所得控除額
＝55万円－65万円（給与所得控除額）
＝0（所得なし）
老齢厚生年金および企業年金は、雑所得となる。
- ・ 雑所得の金額＝収入金額（年金額）－公的年金等控除額
＝280万円－120万円（※）＝160万円
（※）＜速算表＞より 280万円 → 330万円未満であるため、控除額は120万円。（65歳以上の者）
- ・ 不動産所得の金額＝不動産収入－不動産収入に係る必要経費－青色申告特別控除
＝120万円－20万円－10万円（※）
＝90万円
（※）設例より特別控除額は10万円となる。
- ・ 総所得金額＝250万円

【第6問】

問18 正解 (ア) 1/2 (イ) 1/6 (ウ) 1/12

[各人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は（ア 1/2）。
- ・ 被相続人の二男の法定相続分は（イ 1/6）。
- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は（ウ 1/12）。

<解説>

民法上の法定相続人は、配偶者と子となる。長男はすでに死亡しているため、孫A、Bが代襲相続する。代襲相続分＝ $1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1/12$

問19 正解 2

1. ○ 適切。相続を放棄した場合でも、負担した葬式費用の控除はできる。
2. × 不適切。相続を放棄した者は、生命保険金等の非課税の適用が受けられない。
3. ○ 適切。相続税の基礎控除額における法定相続人の数は、放棄した者がいても放棄がなかったものとして扱う。
4. ○ 適切。配偶者は放棄した場合でも、配偶者の税額軽減の適用を受けることができる。

問20 正解 (ア) 2 (イ) 4 (ウ) 7

唐沢さん：「先週、マンションを購入する契約をしたので、父から資金援助を受けた
と考えています。『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の
贈与税の非課税』について教えてください。」

山岸さん：「非課税の適用を受けるためには、いくつかの要件があります。例えば、
取得したマンションの専有部分の床面積が、(ア 50㎡) 以上240㎡以下で
あることなどです。」

唐沢さん：「この制度の適用を受ける場合、その年に110万円の基礎控除を受けること
はできますか。」

山岸さん：「同じ年に、暦年課税における110万円の基礎控除を(イ 受けることがで
きます)。」

唐沢さん：「この制度の適用を受けた場合、気を付けることはありますか。」

山岸さん：「贈与税を(ウ 支払わなくても)、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、
申告書を提出することが必要です。」

問21 正解 3

税額＝(贈与を受けた額－配偶者控除2,000万円－基礎控除額110万円)×税率(※)

2018年の税額＝(3,000万円－2,000万円－110万円)×40%－125万円(※)＝231万円

(※) 配偶者は直系尊属ではないため、＜速算表＞(ロ) 上記(イ) 以外の場合、を用
いる。

【第7問】

問22 正解 405(万円)

○年後の予想額(将来価値)＝現在の金額×(1＋変動率)^{経過年数}

3年後の基本生活費 382万円×(1＋0.02)³＝405.38… → 405万円

問23 正解 810(万円)

貯蓄残高＝前年の貯蓄残高×(1＋運用利率)±その年の年間収支

2020年の金融資産残高＝833万円×(1＋0.01)－31万円(※)＝810.33 → 810万円

(※) 年間収支＝収入－支出＝791－822＝－31

問24 正解 4

1. ○ 適切。日本学生支援機構の奨学金には、予約採用、在学採用、緊急採用、応急採用がある。
2. ○ 適切。日本学生支援機構の奨学金には、返済不要の給付型と、返済を要する貸与型がある。
3. ○ 適切。日本学生支援機構の奨学金は、学生本人名義の口座に振り込まれる。
4. × 不適切。日本学生支援機構の奨学金は、進学前に受け取ることはできない。

【第8問】

問25 正解 900,000 (円)

現在の額を複利運用しながら、毎年の受取額を求めるには「現在の額×資本回収係数」で計算する。

$$2,000\text{万円} \times 0.045 \text{ (年利1.0\%、25年の資本回収係数)} = \underline{900,000\text{円}}$$

問26 正解 3,076,000 (円)

毎年の積立額から将来の合計額を求めるには「毎年の積立額×年金終価係数」で計算する。

$$50\text{万円} \times 6.152 \text{ (年利1.0\%、6年の年金終価係数)} = \underline{3,076,000\text{円}}$$

問27 正解 196,000 (円)

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$$100\text{万円} \times 0.196 \text{ (年利1.0\%、5年の減債基金係数)} = \underline{196,000\text{円}}$$

【第9問】

問28 正解 2,500 (万円)

$$\text{マンション土地価格} = \text{販売価格} - (\text{建物本体価格} + \text{建物消費税額})$$

マンション販売価格のうち消費税がかかるのは建物のみ（土地は非課税）であるため、消費税額144万円を8%で除せば、建物本体価格が求まる。 $144\text{万円} \div 8\% = 1,800\text{万円}$
よって土地価格 $= 4,444\text{万円} - (1,800\text{万円} + 144\text{万円}) = \underline{2,500\text{万円}}$

問29 正解 2

1. ○ 適切。財形住宅貯蓄の非課税限度額は、財形年金貯蓄と合わせて550万円までである。
2. × 不適切。財形住宅貯蓄（保険型）の非課税限度額は、財形年金貯蓄と合わせて払込保険料類計額で550万円までである。
3. ○ 適切。財形住宅貯蓄を非課税で払い出すには、床面積50㎡以上が必要である。
4. ○ 適切。財形住宅融資を受ける場合、一般財形、財形住宅、財形年金の各貯蓄額合計残高の10倍の範囲で融資が受けられる。

問30 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 5

	公社債投資信託	株式投資信託	E T F	j - R E I T
一般N I S Aによる非課税の対象	対象にならない	対象になる	(ア 対象になる)	対象になる
金融商品取引所への上場・非上場	非上場	(イ 非上場)	上場	上場
指値注文	できない	できない	できる	(ウ できる)

問31 正解 2

1. ○ 適切。住宅ローン控除は、一定金額を所得税額から控除できる。
2. × 不適切。ふるさと納税の寄付金控除は、所得控除である。税額控除ではない。
3. ○ 適切。収入保障保険の保険料は、生命保険料控除として所得金額から控除できる。
4. ○ 適切。厚生年金保険料は、社会保険料控除として、全額所得金額から控除できる。

問32 正解 (ア) ○ (イ) × (ウ) × (エ) ×

(ア) ○ 正しい。標準報酬月額280,000円×10%×1/2(労使折半)＝14,000円

(イ) × 誤り。賞与分にも給与と同様の負担がある。標準賞与額630,000円×10%×1/2＝31,500円

(ウ) × 誤り。敬太さん(36歳)は40歳未満のため、介護保険料の負担はない。

(エ) × 誤り。協会けんぽの保険料率は、都道府県ごとに定められている。全国一律ではない。

問33 正解 1

敬太さんは、厚生年金被保険者で、18歳未満の子(3歳、3歳)がいるため、遺族基礎年金と遺族厚生年金の双方が支給される。なお中高齢寡婦加算は、遺族基礎年金が支給されない40歳以上、65歳未満の「子のない妻」だけに支給されるものである。設例の場合には支給されない。

問34 正解 2

「基本手当を受給するためには、退職後、勤めていたMT社から(ア 雇用保険被保険者離職票)を受領し、住所地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に出向き、求職の申込みを行います。

受給資格の決定後、7日間の待期期間を経て、基本手当の支給が開始されますが、康男さんは自己都合退職であるため、待期期間終了後、最長(イ 3ヵ月間)の給付制限の間、基本手当は支給されません。

また、基本手当を受け取るには、(ウ 4週間)ごとに、公共職業安定所(ハローワーク)に出向き、失業の認定を受けなければなりません。失業していたと認定された日数分の基本手当が支給されます。」

【第10問】

問35 正解 9,750（万円）

＜大場家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		自動車ローン	80万円
預貯金等	2,860万円		
債券・株式等	820万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	1,280万円	負債合計	80万円
不動産			
土地（賃貸アパートの敷地）	4,400万円	〔純資産〕	(9,750) 万円
建物（賃貸アパートの家屋）	300万円		
その他（動産等）	170万円		
資産合計	9,830万円	負債・純資産合計	9,830万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ. 大場家の財産の状況＜保有財産（時価）＞＜負債残高＞＜生命保険＞から、大場家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は9,830万円、負債合計は80万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も9,750万円となる。
- ③ 純資産を求める。

純資産＝負債・純資産合計－負債合計＝9,830万円－80万円＝9,750万円

問36 正解 2

（ア）配偶者特別控除

里美さんの所得は112万円のため、配偶者特別控除額の早見表の合計所得金額110万円超115万円以下となる。納税者本人（勇人さん）の合計所得金額が700万円であるため、900万円以下となり、配偶者特別控除は、11万円となる。

（イ）扶養控除

- ・ 涼太さん（24歳）は、所得15万円であるため、扶養控除額は38万円となる。
 - ・ 真実さんは、19歳で所得20万円のため、特定扶養親族となり、扶養控除額は63万円となる。
 - ・ 幸子さん（80歳）は、所得80万円であるため扶養控除の対象とはならない。
- よって38万円＋63万円＝101万円

問37 正解 2

I. 課税遺産総額を求める。

課税遺産総額

=課税価格の合計額－基礎控除額 (3,000万円+600万円×法定相続人の数)

$$=24,000\text{万円}-(3,000\text{万円}+600\text{万円}\times 4\text{人}(\text{※}))=18,600\text{万円}$$

(※) 法定相続人は＜親族関係図＞より勇人さん、智子さん、健吾さん、加奈さんの4人である。(義人さんが死亡しているため、健吾さん、加奈さんが代襲相続する。)

Ⅱ. 相続税の総額を求める。

- ・法定相続分 勇人さん、智子さん $1 \times 1/3 = 1/3$
健吾さん、加奈さん $1/3 \times 1/2 = 1/6$

＜相続税の総額の計算手順＞

- ① 課税遺産総額に各人の法定相続分を掛け各人の取得額を出す。
- ② 各人の取得額に該当する税率を掛け税額を計算する。
- ③ ②を合計する。

- ① 各人の取得額

勇人さん、智子さん：18,600万円×1/3＝6,200万円

健吾さん、加奈さん：18,600万円×1/6=3,100万円

- ## ② 相続税の基となる税額

勇人さん、智子さん：

$$6,200\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} < \text{速算表より} > = 1,160\text{万円}$$
$$1,160\text{万円} \times 2\text{人} = 2,320\text{万円}$$

健吾さん、加奈さん：

$$3,100\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} < \text{速算表より} > = 420\text{万円}$$
$$420\text{万円} \times 2\text{人} = 840\text{万円}$$

- ## ② 相続税の総額

$$2,320\text{万円} + 840\text{万円} = 3,160\text{万円}$$

問38 正解 1

自宅の敷地（240㎡）にのみ、小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。貸駐車場は、構築物のないいわゆる青空駐車場のため貸付事業用宅地等の要件を満たさず適用が受けられない。

問39 正解 4

「健康保険の被扶養者とされるのは、主として被保険者の収入により生活をしている者です。具体的には、被扶養者とされる者の年間収入が（ア 130）万円（60歳以上の者や一定の障害者は、（ア 130）万円に50万円を加えた額）未満で、原則として被保険者の収入の（イ 2分の1）未満であることとされています。

ただし、被扶養者とされる者が被保険者と同居していない場合には、年間収入が（ア 130）万円（60歳以上の者や一定の障害者は、（ア 130）万円に50万円を加えた額）未満で、その金額が被保険者からの仕送り額より少ない場合に被扶養者とされます。

なお、被扶養者となれるのは一定の親族に限られますが、そのうち配偶者（内縁関係を（ウ 含む））、子、孫、被保険者本人の兄弟姉妹および父母などの直系尊属については、別居であっても収入要件を満たしていれば被扶養者となることができます。

ただし、被扶養者とされる者が他の医療保険（健康保険、後期高齢者医療制度）の被保険者とされる場合には、被扶養者となることができないため、海外居住者等一部の例外を除き、（エ 75）歳以上の者が被扶養者とされることはありません。」

問40 正解 2

1. ○ 適切。厚生年金保険に加入中の者は、国民年金に任意加入することができない。
2. × 不適切。年金額を増やすための国民年金の任意加入は65歳までである。
3. ○ 適切。繰上げ請求を行うと、それ以降国民年金の任意加入はできない。
4. ○ 適切。国民年金に任意加入の65歳未満の者は、付加保険料を納付できる。

©T A C 2019

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。